

## 総会

配布：一般

2018年1月25日

### 第72会期

議事日程議題 19 (d)

#### 2017年12月20日に総会により採択された決議

[第二委員会の報告書に基づく (A/72/420/Add.4)]

#### 72/219. 人類の現在および将来の世代のための地球規模の気候の保護

総会は、

1988年12月6日の43/53、1999年12月22日の54/222、2007年12月7日の62/86、2008年11月26日の63/32、2009年12月7日の64/73、2010年12月20日の65/159、2011年12月22日の66/200、2012年12月21日の67/210、2013年12月20日の68/212、2014年12月19日の69/220、2015年12月22日の70/205および2016年12月21日の71/228の総会諸決議および人類の現在および将来の世代のための地球規模の気候の保護に関するその他の諸決議並びに諸決定を想起し、

気候変動に関する国際連合枠組条約<sup>1</sup>および同条約の下で採択されたパリ協定<sup>2</sup>を、そっくりそのまま、また想起し、それらは、気候変動に地球規模の対応を交渉するための主要な国際的な、政府間のフォーラムであることを認め、気候変動と環境悪化により与えられる脅威に決定的に対処する決意を表明し、気候変動の地球規模の性質は、地球規模の温室効果ガスの排出の削減を加速することと気候変動の悪影響への適応に対処することを目的とした、最も広範で可能な国際協力を求め

<sup>1</sup> 国際連合、条約集、第1771巻、No. 30822.

<sup>2</sup> FCCC/CP/2015/10/Add.1、決定 1/CP.21、添付文書。

ていることを認識し、そして 2020 年までに温室効果ガスの地球規模の年間排出量に関して当事国の緩和誓約の総努力と総排出経路との間の著しい格差に懸念をもって留意し、

その第 2 条第 2 項に従って、パリ協定は、衡平及び各国の異なる事情に照らしたそれぞれ共通に有しているが差異のある責任および各国の能力の原則を反映するよう実施することを更に想起し、

気候変動への適応に関する行動は、開発途上国、特に気候変動の悪影響にとりわけ脆弱な国にとって、緊急の優先事項であることを認め、そして規模を拡大した財政資源の提供は、適応と緩和との間の均衡を達成することを目的とすべきことを念頭に置きつつ、

2017 年 11 月 6 日から 17 日まで、ドイツのボンで、フィジー政府が議長を務める、気候変動に関する国際連合枠組条約の締約国会議の第 23 会期、京都議定書の当事国会合として役割を果たしている締約国会議の第 13 会期およびパリ協定の当事国会合として役割を果たしている締約国会議の第 1 会期の第二部の招集を歓迎し、

国際連合ミレニアム宣言<sup>3</sup>、持続可能な開発に関するヨハネスブルク宣言<sup>4</sup>および持続可能な開発に関する世界首脳会議実施計画（ヨハネスブルク実施計画）<sup>5</sup>、2005 年世界首脳会議成果<sup>6</sup>、「我々の求める未来」と表題のついた、2012 年 6 月 20 日から 22 日までブラジルのリオデジャネイロで開催された、持続可能な開発に関する国際連合会議の成果文書<sup>7</sup>、国際連合気候変動枠組条約の締約国会議の第 22 会期のまた京都議定書の当事国会合として役割を果たしている締約国会議の第 3 から 12 会期の成果、2011 年 5 月 9 日から 13 日まで、トルコのイスタンブールで開催された、後発開発途上国に関する第四回国際連合会議で採択された、2011～2020 年の 10 年間のための後発開発途上国のための行動計画<sup>8</sup>、2016 年 5 月 27 日から 29 日まで、トルコのアンタルヤで開催された、2011～2020 年の 10 年間のための後発開発途上国のためのイスタンブール行動計画の実施の包括的

---

<sup>3</sup> 決議 55/2。

<sup>4</sup> 持続可能な開発に関する世界首脳会議報告書、ヨハネスブルク、南アフリカ、2002 年 8 月 26 日－9 月 4 日（国際連合出版、Sales No. E.03.II.A.1 and corrigendum）、第 I 章、決議 1、添付文書。

<sup>5</sup> 同書、決議 2、添付文書。

<sup>6</sup> 決議 60/1。

<sup>7</sup> 決議 66/288、添付文書。

<sup>8</sup> 後発開発途上国に関する第四回国際連合会議報告書、イスタンブール、トルコ、2011 年 5 月 9－13 日（A/CONF.219/7）、第二章。

ハイレベル中間再検討の政治宣言<sup>9</sup>、2014年11月3日から5日まで、ウィーンで開催された、内陸開発途上国に関する第二回国際連合会議で採択された、2014～2024年の10年間のための内陸開発途上国のためのウィーン行動計画<sup>10</sup>、小島嶼開発途上国の持続可能な開発のための行動計画<sup>11</sup>、小島嶼開発途上国の持続可能な開発のための行動計画の更なる実施のためのモーリシャス宣言<sup>12</sup>とモーリシャス戦略<sup>13</sup>、小島嶼開発途上国行動モダリティ推進の道（SAMOA）<sup>14</sup>、災害リスク削減のための仙台宣言と仙台枠組2015－2030<sup>15</sup>並びに北京宣言と行動プラットフォーム<sup>16</sup>を想起し、

その中で総会が、包括的で、遠大なまた人々中心の一連の普遍的でまた変形力のある持続可能な開発目標と具体的目標、2030年までにこの目標の完全実施のために精力的に活動することに対するその公約、極貧を含む、そのあらゆる形態および次元の貧困を削減することは、最大の世界的な課題でありまた持続可能な開発にとって不可欠な要件であるというその認識、均整のとれたまた統合されたやり方でその三つの次元（経済、社会および環境）における持続可能な開発を達成すること並びにミレニアム開発目標の達成を踏まえることに対するその公約、およびその未完成の事業に対処することを求めることを採択した、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」と表題のついた、2015年9月25日の総会決議70/1を再確認し、

持続可能な開発のための2030アジェンダと不可分の一体であり、それを支援しまた補完し、具体的な政策と行動で具体的目標の実施の手段を状況に当てはめるのを助け、そして資金調達の課題に対処するその強い政治的公約とグローバル・パートナーシップの精神と連帯で持続可能な開発のためのあらゆるレベルでの可能な環境を創り出すことを再確認する第三回開発資金国際会議のアディス・アベバ行動目標に関する2015年7月27日の総会決議69/313もまた再確認し、

---

<sup>9</sup> 決議70/294、添付文書。

<sup>10</sup> 決議69/137、添付文書II。

<sup>11</sup> 小島嶼開発途上国の持続可能な開発に関するグローバル会議報告書、ブリッジタウン、バルバドス、1994年4月25日－5月6日（国際連合出版、Sales No. E.94.I.18 and corrigenda）、第I章、決議1、添付文書2。

<sup>12</sup> 小島嶼開発途上国の持続可能な開発のための行動計画の実施を再検討する国際会合報告書、ポートルイス、モーリシャス、2005年1月10日－14日（国際連合出版、Sales No. E.05.II.A.4 and corrigendum）、第I章、決議1、添付文書I。

<sup>13</sup> 同書、添付文書II。

<sup>14</sup> 決議69/15、添付文書。

<sup>15</sup> 決議69/283、添付文書IおよびII。

<sup>16</sup> 第四回世界女性会議報告書、北京、1995年9月4日－15日（国際連合出版、Sales No. E.96.IV.13）、第I章、決議1、添付文書IおよびII。

300 万年から 500 万年でそのようなレベルの最も高い、二酸化炭素の大気中濃度の地球規模の平均が、2016 年に 100 万分の 403.3 に達したことを示した、2017 年 10 月 30 日のその温室効果ガス年報における世界気象機関の調査結果、そして 2015 年から 2016 年までの年平均における増加が、過去 10 年間の平均成長率の 50 パーセント以上であったことに懸念を表明し、

緑の気候基金とそれを最大の専門の気候基金にしている、その上手くいったまた時宜を得た当初の資源動員過程並びに資金調達における 25 億 9,000 万アメリカドルのその承認に留意し、

簡略化された承認手続を通してその資源に対する効率的なアクセスを確保することのまた温室効果ガスの排出を制限するか削減するように、開発途上国における成果を提供するために役立ちまた気候変動の影響に適応する途上国を助ける、支援の用意ができていることを強化することのその目標を強調し、そしてその過程および業務におけるジェンダーに敏感な対処方法を含む、同基金の目的と指導原則をくり返し表明し、

2016 年 10 月 17 日から 20 日まで、エクアドルのキトで開催された、住宅と持続可能な都市開発に関する国際連合会議（ハビタット III）で採択された、ニュー・アーバン・アジェンダ<sup>17</sup>を歓迎し、

国際連合森林戦略計画、2017–2030<sup>18</sup>を想起し、そしてあらゆる型の森林が気候変動の緩和と適合に持続的に貢献することを認め、

国際連合気候変動枠組条約の下での森林に関する既存の枠組に留意し、

総会の第 71 会期議長により招集された、2017 年 3 月 23 に国際連合本部で開催された、気候変動と持続可能な開発アジェンダに関するハイレベルイベントに留意し、

適用可能な場合には、気候変動に関する国際連合枠組条約の当事国と事務局、深刻な干ばつ又

---

<sup>17</sup> 決議 71/256、添付文書。

<sup>18</sup> 決議 71/285 を参照。

は砂漠化に直面する国（特にアフリカの国）において砂漠化に対処するための国際連合条約<sup>19</sup>、生物の多様性に関する条約<sup>20</sup>、の中のあらゆるレベルでの調整と協力の強化の必要性に留意し、それと同時にその個別の職務権限を尊重し、そして砂漠化に対処するための国際連合条約の締約国会議の第13会期の成果<sup>21</sup>、並びに生物多様性に関する国際連合条約の締約国会議の第13回会合の成果<sup>22</sup>をこの文脈で歓迎し、

その職務権限の範囲内でまたその他の関連する機構や利害関係者と共同して、とりわけ気候変動の課題に対処することに対する国際連合環境総会の貢献もまた留意し、

6月8日の世界海洋デーと同時に、2017年6月5日から9日まで開催された、持続可能な開発目標14:持続可能な開発に向けた海洋と海洋資源の保全と持続可能な使用の実施を支援するハイレベル国際連合会議により採択された、「我らの海、我らの将来：行動の要請」と表題のついた宣言を、その中で総会が是認した、2017年7月6日の総会決議71/312を想起し、持続可能な開発のための我らの海と海洋資源の保全と持続可能な使用のための行動を取るための集団的意志を示すことにおける同宣言の重要な役割をこれに関連して再確認し、そして持続可能な開発目標14の効果的且つ時宜を得た実施に対して同会議の文脈において為されたパートナーシップ対話と自発的約束の重要な貢献を認識し、

その活動を遂行することにおいて、国際連合は、人類の現在および将来の世界の福祉のために、地球規模の気候の保護を促進すべきであることを認識し、

2016年10月10日から15日までキガリで開催された、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書<sup>23</sup>の第28回締約国会合における、ハイドロフルオロカーボン<sup>24</sup>を段階的に減らすためのキガリ改正<sup>24</sup>の採択を歓迎し23か国によるモントリオール議定書に対するキガリ改正の批准を歓迎し、そして可及的速やかな更なる批准を奨励し、

---

<sup>19</sup> 国際連合、条約集、第1954巻、No. 33480。

<sup>20</sup> 同書、第1760巻、No. 30619。

<sup>21</sup> ICCD/COP/(13)/21/Add.1。

<sup>22</sup> 国際連合環境計画、文書 UNEP/CBD/COP/13/25 を参照。

<sup>23</sup> 国際連合、条約集、第1522巻、No. 26369。

<sup>24</sup> UNEP/OzL.Pro/28/12、添付文書。

気候変動と闘うための地球規模の取組に対する国際民間航空機関の貢献に留意し、そしてこれに関連した国際海事機関の貢献もまた留意し、

1. 気候変動は、私たちの時代の最大の課題の一つであることを再確認し、温室効果ガスの排出は、地球規模で増大し続けていることに心の底からの憂慮を表明し、全ての諸国、特に開発途上国は、気候変動の悪影響に対し脆弱でありまた、執拗な干ばつや極端な天候状況、土地の劣化、海面上昇、沿岸の浸食、海洋の酸性化および山岳氷河の後退を含むそのような影響の増加を既に経験していること、更に食料の安全保障と貧困を撲滅するまた持続可能な開発を達成するための努力が脅かされていることを、依然として深く懸念し、健康に対する気候変動により与えられた実質的危険を認識し、そして気候変動の緩和と気候変動への適応は、直ぐのまた緊急な世界規模の優先事項を示していることをこれに関連して強調する。

2. 2016年11月7日から18日までマラケッシュでモロッコ政府により主催された、気候変動に関する国際連合枠組条約の締約国会議の第22回会期を歓迎する。

3. 気候変動に関する国際連合枠組条約<sup>2</sup>の下で採択されたパリ協定の2016年11月4日の早期の発効もまた歓迎し、そしてその全ての当事国に対し、同協定を完全に実施することを、そして自らの批准、受諾、承認または加入の文書をまだ寄託していない気候変動に関する国際連合枠組条約<sup>1</sup>の当事国に対し、可及的速やかにそうすることを奨励する。

4. パリ協定は、その目的を含む、同条約の実施を促進する上で、持続可能な開発と貧困を撲滅するための努力取組の文脈において、世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏2度高い水準を十分に下回るものに抑えること並びに世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏1.5度高い水準までのものに制限するための努力を、この努力が気候変動のリスクおよび影響を著しく減少させることとなるものであることを認識しつつ、継続すること、食糧の生産を脅かさなような方法で、気候変動の悪影響に適応する能力並びに気候に対する強靱性を高め、および温室効果ガスについて低排出型の発展を促進する能力を向上させること、そして温室効果ガスについて低排出型であり、および気候に対して強靱である発展に向けた方針に資金の流れを適合させることを含む、気候変動の脅威に対する地球規模の対応を強化することを目的とする。

5. 今日までに提出された自国の排出削減目標を歓迎し、そのような削減目標の定期的な更新は、異なる国の状況に照らして、可能な限り最も高い野心を反映すべきであり、また関連する決定に従って、明確性、透明性および理解に必要な情報を提供すべきであることを想起する。

6. 2019年にニューヨークで開催されることになっている気候サミットについての事務総長の呼びかけをまた歓迎する。

7. 革新的な、調整された、環境にやさしい、オープンなそして共有されたやり方でのその三つの局面における持続可能な開発を促進するための全体的努力の必要性を強調する。

8. 持続可能な開発のための我々の海と海洋資源の保全と持続可能な使用のための緊急の基礎に基づいて取るための行動についての宣言「我々の海、我々の将来：行動の要請」<sup>25</sup>において為された呼びかけをくり返し表明する。

9. 世界的な気候行動のためのマラケシュ・パートナーシップ<sup>26</sup>の後援の下で遂行された活動を認め、そして当事者でない利害関係者に対し、気候変動に対処しまた対応するための自らの努力の規模を拡大することを奨励する。

10. 事務総長に対し、持続可能な開発のための2030アジェンダ<sup>27</sup>の経済的、社会的および環境的局面的文脈において、現在および未来の世代のための地球規模の気候の保護の問題について総会の第73会期期間中ハイレベル会合を招集することを招請する。

11. その決定1/CP.19<sup>28</sup>の第3項と4項において定められたように、その決定1/CP.13<sup>29</sup>に従って合意された成果を構成している決定の完全実施を加速するというまた全ての当事者による同条約の下での可能な限り最も高い緩和努力を確保するため2020年以前の期間における野心を高めるという条約の締約国会議の決意をくり返し表明する。

---

<sup>25</sup> 決議 71/312、添付文書、参照。

<sup>26</sup> FCCC/CP/2016/10/Add.1 参照。

<sup>27</sup> 決議 70/1。

<sup>28</sup> FCCC/CP/2013/10/Add.1 参照。

<sup>29</sup> FCCC/CP/2007/6/Add.1 参照。

12. 95 か国による京都議定書に対するドーハ改正<sup>30</sup>の受諾または批准を歓迎し、そして可及的速やかな更なる受諾または批准を奨励する。

13. 気候変動に関する国際連合枠組条約の締約国会議の第 22 会期に関する同条約の事務局長の報告書<sup>31</sup>に留意する。

14. 気候変動の悪影響に関連した損失および損害の、起こることを防ぐこと、最小化することおよび対処することの重要性を認識し、そしてその点について気候変動の影響に関連する損失と損害のためのワルシャワ国際メカニズム条約の締約国会議により採択された諸決定、2/CP.19<sup>18</sup>、2/CP.20<sup>32</sup>および 3/CP.22<sup>33</sup>、並びにその中でパリ協定が締約国会議の第 21 会期で締約国会議により採択された、決定 1/CP.21<sup>34</sup>に留意する。

15. 2017 年 11 月 6 日から 17 日まで、ドイツのボンにおける、同条約の締約国会議の第 23 会期、京都議定書の当事国会合として役割を果たしている締約国会議の第 13 会期およびパリ協定の当事国会合として役割を果たしている締約国会議の第 1 会期の第二部のフィジー政府による招集およびドイツ政府による技術援助の提供に、感謝しつつ留意する。

16. 2018 年 12 月 6 日から 17 日まで、カトヴィツェにおける同条約の当事国会合の第 24 会期の議長国を務めるポーランド政府の努力を歓迎する。

17. 同条約の締約国会議による関連する決定に従ったパリ協定の下での作業日程表の更なる実施並びに 2018 年のタラノア対話に期待する。

18. 加盟国に対し、ジェンダーの不平等および自らの生活について天然資源への多くの女性の依存のゆえにしばしば気候変動に過剰に影響を受けていることを考慮しつつ、環境および気候変動

---

<sup>30</sup> FCCC/KP/CMP/2012/13/Add.1 を参照。

<sup>31</sup> A/72/152、第 I 節および A/72/152/Corr.1。

<sup>32</sup> FCCC/CP/2014/10/Add.2 を参照。

<sup>33</sup> FCCC/CP/2016/10/Add.1 を参照。

<sup>34</sup> FCCC/CP/2015/10/Add.1 を参照。



政策へのジェンダーの視点の統合を促進することまたメカニズムを強化しそして環境問題に関するあらゆるレベルでの意思決定において女性の完全かつ平等な参加を達成することに向けた適切な資源を提供することを促し、そしてとりわけ女性と女兒に影響する気候変動により与えられた課題に対処する必要性を強調する。

19. 事務総長により提出された事務局全体の業務および施設管理へ持続可能な開発実践を統合するための行動計画<sup>35</sup>を是認しそして事務総長に対し、既存の資源の範囲内で彼の関連する勧告を実施することを要請する。

20. 事務総長に対し、同条約およびその補助機関の締約国会議の会期のため、彼が提案する2018—2019年の2年間の計画予算において、準備することを要請する。

21. 同条約の事務局に対し、同条約の締約国会議の活動について、事務総長を通して、その第73会期の総会に報告することを招請し、そして他のことが合意されない限り、総会の第73会期の暫定議事日程に「持続可能な開発」と表題のついた項目の下で、「人類の現在および未来の世代のための地球規模の気候の保護」と表題のついた部分項目を含めることを決定する。

第74回本会議

2017年12月20日

---

<sup>35</sup> A/72/82.